



2002年12月27日 第2003-10号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

多様な働き方とワークシェアリングに関して政労使が合意

12月26日、政労使が「多様な働き方とワークシェアリング」について合意しました。今回の合意は、3月の合意に続き、多様な働き方・多様就業型ワークシェアリングについての合意を一步進めたものと、連合は受け止めています。

具体化は今後の議論に

しかし、その内容は、それぞれの課題について基本的な方向を確認したものであり、具体化については年度内に向けてさらに論議を進めていくことになっています。その意味で、今回の合意は中間報告的なものであり、今後の協議を通じて残された課題について合意に至ることが期待されます。

合意内容は、多様な働き方が「労使双方にとっての選択肢」になるよう政労使が努力する、

多様な働き方の推進や仕事に応じた公正処遇、労働時間管理の適正化、人材育成などについて環境整備に努めていくこと、などとなっています。

合意形成に向けて引き続き努力を

この合意に関して、連合の草野事務局長は次のような談話を発表しました。

1. 急速に拡大している非典型雇用労働者は、働く側の選択肢と言うよりは、コス

ト削減をねらいとした使用者にとっての選択肢拡大。今回の合意で、この現状を改善し、働く側のライフスタイルに合わせた事故選択を拡大していくことは、経営側にとってもメリットがあるという点で共通の理解が得られた。

2. 仕事に応じた公正処遇については、企業横断的な仕組みづくりも含めて労使で協議してだけでなく、政労使レベルにおいても、年度内を目途に一定の結論を得るべく議論を進めることになっている。政府の主導性に期待しつつ、労使もできる限り早期に結論が出せるよう努力する。
3. 雇用情勢はまったく改善の兆しをみせず、さらに悪化することが懸念されている。先の「雇用に関する政労使合意」にもとづき、これ以上一人も失業者を出さないという決意で臨んでいく。
4. 時間外労働の短縮、短時間正社員の制度化など、できるところから取り組みを開始し、企業の枠を超えた処遇制度や人材育成のシステム作りに向けて、引き続き取り組みを進めていく決意である。